

令和 7 年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第 1 回定例会

会 議 録

令和 7 年 2 月 1 2 日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

令和 7 年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会 会議録

令和 7 年 2 月 1 2 日(水) 午後 2 時開議

マリンパレスかごしま 3 階 マリンホール

議 事 日 程〔第 1 号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 発議第 1 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 5 議案第 1 号 令和 6 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 2 号 令和 6 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 3 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 7 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 7 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 10 議案第 6 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 11 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11人）

3 番	杉 本	尚 喜	議 員	7 番	持 留	良 一	議 員
9 番	迫	杉 雄	議 員	10 番	中 重	真 一	議 員
11 番	松 元	正 明	議 員	12 番	小 山 田	邦 弘	議 員
15 番	富 重	幸 博	議 員	16 番	小 園	裕 康	議 員
17 番	石 田 尾	茂 樹	議 員	18 番	竹 田	泰 典	議 員
19 番	隈 崎	悦 男	議 員				

欠席議員（9人）

1 番	下 鶴	隆 央	議 員	2 番	川 越	桂 路	議 員
4 番	打 越	明 司	議 員	5 番	八 板	俊 輔	議 員
6 番	尾 脇	雅 弥	議 員	8 番	五 位 塚	剛	議 員
13 番	上 野	俊 市	議 員	14 番	宮 之 脇	尚 美	議 員
20 番	前	徹 志	議 員				

説明のため出席した者（16人）

広域連合長	中 西	茂 君	事務局長	松 元	祐 成 君
総務課長	川 越	吉 成 君	業務課長	園 田	健 一 君
総務課主事	川 元	亜 希 君	総務課主事	竹 山	雅 道 君
総務課主査	瀬戸口	勝 也 君	業務課主査	片 山	哲 治 君
総務課主査	鎌 田	貴 大 君	業務課主事	鶴 留	一 也 君
業務課主事	古 園	智 仁 君	業務課主事	竹 山	俊 輝 君
業務課主事	福 島	英 之 君	業務課主査	谷 山	潤 一 君
業務課主査	坂 下	喜 美 子 君	業務課主査	上 野	美 由 紀 君

職務のため出席した者（2人）

事務局次長	窪	通 郎 君	事務局主査	船 倉	隆 博 君
-------	---	-------	-------	-----	-------

＝開会：午後２時７分＝

○副議長（富重 幸博君） 開会前にお知らせいたします。

本日は議長が欠席しておりますので、副議長の私が議長を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（富重 幸博君） これより令和７年鹿児島県後期高齢者医療後期連合議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○副議長（富重 幸博君） この際、諸般の報告をいたします。

配布いたしましたとおり、まず、議員異動の報告がございます。

昨年１１月開催の令和６年第２回定例会以降の広域連合議会議員の異動については、配布いたしております「議員異動報告書」のとおりであります。

次に配布いたしましたとおり、監査委員から地方自治法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

○副議長（富重 幸博君） 本日の議事日程は、配布いたしました、議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○副議長（富重 幸博君） それでは、日程第１「議席の指定」を行います。

去る令和６年１２月２５日付の告示により実施された、広域連合議会議員の補欠選挙で当選されました、下鶴 隆央 議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、下鶴 隆央 議員を１番に指定いたします。

○副議長（富重 幸博君） 次は、日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号１１番松元正明議員、及び議席番号１７番石田尾茂樹議員を指名いたします。

○副議長（富重 幸博君） 次は、日程第３「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は本日１日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長（富重 幸博君） 次は、日程第4 発議第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

○副議長（富重 幸博君） お諮りいたします。

ただいまの議案については、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、提出者の説明を省略することに決しました。

○副議長（富重 幸博君） これより発議第1号について、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

発議第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○副議長（富重 幸博君） ここで中西茂広域連合長から、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 広域連合長の中西でございます。

令和7年鹿児島県後期高齢医療広域連合議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用の中、また、足元の悪い中、御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本県の後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方を始め、構成市町村の皆様の御協力により円滑な運営が図られていることに深く、感謝を申し上げます。

さて、昨今、高齢化社会が進み一人当たりの医療費は増加の一途をたどるとともに、物価の高騰、そして、デジタル社会も進んでおり、被保険者証はマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証となったところであります。

当広域連合といたしましても、一保険者として、被保険者の方々に対し、きめ細やかな行政サービスに努め、今後も安定した制度の運営に努めるとともに、高齢者が明るい未来の見える生活を送れるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、令和7年度当初予算を提案しておりますが、その内容について、少し触れさせていただきますと思います。

一般会計は、主なものといたしましては、派遣職員に係る経費や事務室の借り上げ料及び共益費などの事務局運営経費、また、議会運営に係る経費など、1億3,699万9千円を計上いたしております。

また、特別会計におきましては、被保険者数を28万1,147人と見込み、3,018億9,728万2千円を計上いたしました。これは、前年度と比較しまして、13億7,254万6千円の増額となっております。

特別会計予算におきましては、保険給付費が予算総額の約99%を占めておりますが、一人あたりの医療費の増加等を見込み、約21億2,600万円の増額となる、約2,985億1,900万円を計上するとともに、その他、健康保持増進等の観点から、フレイル等の対策として、市町村が行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」などに係る保健事業費も約11億8,300万円計上いたしております。

また、派遣職員に係る経費や、レセプト点検などの医療費適正化事業費、電算対策事業費などを計上しておりますが、昨年10月に始まりました、内国為替制度に伴う公金振替手数料の計上、また、郵便料金値上げや、次期標準システムに係る

通信料の増加など、新たな対応が求められており、財源となる市町村からの事務費負担金が、前年度と比較して約3億1千万円の増の約8億220万円となったところであります。

当初予算の詳細につきましては、このあと各議案の提案理由におきまして説明をさせますが、これらの令和7年度当初予算議案2件のほかに、令和6年度補正予算議案2件、本県後期高齢者医療に関する条例の一部改正条例議案等2件の、計6件の議案を提出しておりますので、議員の皆様方には、御審議のほど、よろしくお願い申し上げまして、議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

〔中西広域連合長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） 次は、日程第5 議案第1号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第1号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,948万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,946万1千円とするものでございます。主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

7ページを御覧ください。まず歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 事務費負担金を、1,948万5千円減額いたしております。これは歳出予算の執行見込み残等を減額することに伴い、市町村からの事務費負担金を減額するもので、第4期分の市町村負担金で調整することといたしております。

次に歳出でございます。8ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目 議会費を、1 0 0 万円減額いたしておりますが、これは臨時会を開催しなかったこと等によるものでございます。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費につきましては、1 5 3 万 2 千円減額いたしております。これは主に運営委員会、及び、幹事会に係る経費、また職員に係る経費の執行見込みによるものでございます。

9 ページの、3 款 1 項 1 目 予備費は、決算見込みにより 1, 6 8 2 万 1 千円減額いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、議案第 1 号「令和 6 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○副議長（富重 幸博君） 次は、日程第 6 議案第 2 号「令和 6 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第 2 号「令和 6 年度鹿児島県後期高齢

者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして御説明申し上げます。

議案書の11ページを御覧ください。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億5,085万8千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,032億5,766万8千円とするものでございます。今回の補正では、療養給付費につきましては、補正は行っておりません。現計予算額に対する決算額を見込んだ結果、補正を行う必要はないと判断したところでございます。それでは、主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

17ページを御覧ください。まず歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 2目 保険料等負担金を、4,438万6千円減額いたしております。これは保険料負担金の決算見込み、及び保険基盤安定負担金の確定に基づくものでございます。

2款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金と、2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、関連がございますので合わせて御説明いたします。

2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を、9,805万2千円減額いたしておりますが、これは長寿健診事業等に係る国庫補助金の減額分を、特別調整交付金で充当するものであり、その減額分を含めて財源更正するため、1目 特別調整交付金、1億2,911万円を増額するものでございます。

4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金を、9億5,203万4千円増額いたしております。これは、これまで前年度の交付金に係る返還額を本年度の交付金から差し引く、という相殺処理を行っており、今年度も昨年11月の第1号補正におきまして、超過した金額を相殺処理するため、減額補正いたしたところでございますが、このままの状態では、決算時において令和6年度の後期高齢者交付金の交付実績が適切に反映されないことになりますことから、今回より、この相殺処理後に、この超過した金額を、新たに歳出におきまして、令和5年度分の償還金として計上するとともに、同額を歳入におきまして増額補正するものでございます。

8款 諸収入 3項 雑入 2目 返納金を、1,194万1千円増額いたしております。これは医療機関等の、診療報酬請求の誤りや、被保険者の負担割合相違等に伴う、返納金の収納見込みに基づくものでございます。

続きまして歳出でございます。18ページを御覧ください。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費を、3, 1 1 1 万 1 千円増額いたしております。これは主に、マイナ保険証の周知広報に係る市町村への補助金等を増額するものでございます。

2 項 医療費適正化事業費 4 目 医療費通知事業費は、1, 3 2 0 万 2 千円増額いたしております。これは昨年 1 0 月からの、郵便料金改定に伴うものでございます。

5 目 第三者行為求償事業費は実績に伴い、2 4 5 万 7 千円増額するものでございます。

1 9 ページを御覧ください。

4 款 1 項 支払基金拠出金 1 目 出産育児支援金を、2 2 4 万 4 千円増額いたしております。これは、国の出産育児支援金額の確定に基づくものでございます。

5 款 保健事業費 1 項 健康保持増進事業費 2 目 一体的実施推進事業費を、1, 2 5 3 万 5 千円減額いたしております。これは主に、市町村への委託料の実績見込みに基づくものでございます。

3 目 その他健康保持増進事業費を、6 8 1 万 6 千円減額いたしております。これは主に、適正服薬支援事業に伴う通知書作成に係る委託料につきまして、実績に伴い減額するものでございます。

6 款 1 項 基金積立金 1 目 運営安定化基金積立金を、1, 9 2 0 万円増額いたしております。この運営安定化基金積立金は、保険給付のための財源と、保険料率の調整を図るための財源とし、また標準システムのクラウド化、及び機器更改費用の単年度での、費用計上における市町村負担金の急激な増額を抑えることを目的としておりますが、令和 5 年度におきまして、次期標準システムの機器更改がずれ込み、必要経費の見通しが立ちにくい状況となったことから、積立を延期することとし、預金利子分のみ積み立てたところでございます。この延期した機器更改分の積立を改めて、今回の補正予算で対応するものでございます。なお、令和 6 年度分としての、積立は現時点では余剰金が見込まれなかったため、見送ることといたします。

8 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 2 目 保険料還付金を、1, 4 5 1 万円増額いたしております。これは市町村の還付実績等に伴うものでございます。

2 0 ページをお開きください。

4目 償還金を、9億5,203万4千円増額いたしております。これは先ほど、歳入でも御説明いたしました、4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金に計上いたしました交付金と同額を予算計上するものでございます。

9款1項1目 予備費を、6,484万4千円減額いたしております。これは、決算見込みによるものでございますが、予備費は療養給付費等の増加に備える財源になります。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、議案第2号「令和6年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○副議長（富重 幸博君） 次に、日程第7 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして

御説明申し上げます。

議案書の 21 ページを御覧ください。

今回の条例改正は、本年 1 月 16 日付けで公布されました、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る基準につきまして、所要の改定を行う必要があるため、提案するものでございます。

後期高齢者医療制度における保険料につきましては、低所得者に対する保険料の負担を軽減するため、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下の場合、保険料のうち被保険者均等割額に係る部分につきまして、その額の 7 割、5 割または 2 割を軽減する措置を講じております。この軽減の対象世帯の所得判定基準は、現行では 7 割軽減が 43 万円、5 割軽減が 43 万円＋被保険者数×29 万 5 千円、2 割軽減が 43 万円＋被保険者数×54 万 5 千円、となっております。

今回の改正では、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯が、生活水準が変わらなければ、令和 7 年度におきましても引き続き当該軽減措置の対象となるように、令和 6 年度の消費者物価の伸びの見通しや、国民健康保険の所得判定基準の見直しとの平仄等を考慮して改正を行うものでございます。具体的には、24 ページの新旧対照表に記載してございますが、低所得者に対する保険料の軽減措置に用いる所得判定基準につきまして、5 割軽減対象世帯は 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に、2 割軽減対象世帯は 54 万 5 千円から 56 万円に改めるものでございます。施行期日につきましては令和 7 年 4 月 1 日といたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、議案第 3 号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○副議長（富重 幸博君） 次は、日程第8 議案第4号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第4号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして御説明申し上げます。

議案書の27ページを御覧ください。

令和7年度一般会計予算は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億369万9千円とするものでございます。それでは主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

31ページ、32ページを御覧ください。

比較欄合計に記載のとおり、歳入歳出ともに前年度と比較いたしますと、157万4千円の増となっております。

33ページを御覧ください。まず歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 事務費負担金は、1億369万6千円で、前年度と比較いたしまして、157万4千円の増となっております。

34ページを御覧ください。次に歳出でございます。

1款1項1目 議会費は、467万4千円を計上いたしております。議員報酬のほか、定例会、臨時会と議会運営に係る経費でございます。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、9,743万5千円で前年度と比較いたしまして、153万8千円の増となっております。主なものといたしましては、派遣職員の赴任旅費や、市町村への人件費負担金、事務室の借上料及び共益費、幹事会、運営委員会など各種会合の旅費のほか、電算対応経費を計上いたしております。このうち、派遣職員に係る経費、事務局職員用のパソコン

賃貸借の更新に係る電算対応経費等が増額となっております。

36ページを御覧ください。

2項 選挙費は、前年度と比較いたしまして、10万4千円の増となっております。これは、2目 広域連合長選挙費におきまして、令和8年2月4日に任期満了となる広域連合長の選挙費の計上、また、3目 広域連合議会議員選挙費におきまして、令和7年度に実施が見込まれる広域連合議会議員の補欠選挙に係る選挙費を、計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

議案第4号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○副議長（富重 幸博君） 次は、日程第9 議案第5号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第5号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。

議案書の41ページを御覧ください。

令和7年度特別会計予算は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,018億9,728万2千円とするものでございます。

45ページ、46ページを御覧ください。

それでは主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。比較欄合計に記載のとおり、歳入歳出ともに前年度と比較いたしますと、13億7,254万6千円増となっております。

47ページを御覧ください。まず歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金は、業務課職員の共通経費や、医療費適正化事業等に対しましての市町村負担金で、前年度と比較いたしまして、3億995万3千円増の、8億221万9千円を計上いたしております。

今回の増額の要因といたしましては、令和6年10月1日から始まりました内国為替制度に伴う公金振込手数料、約8,500万円を計上いたしましたほか、療養費や医療費通知書等に係る郵便料金の値上がりにより、前年度と比較いたしまして、約2,700万円の増、また、電算対策事業費におきまして、令和6年度で終了した機器更改費用を除いた通常経費におきまして、前年度と比較いたしまして、約1億8,100万円の増でございます。

この増となった電算対策事業費の主なものは、今回の機器更改により全都道府県のデータをクラウド化し、国保中央会が一括管理することになったことに伴い、新たに発生するクラウドサーバ使用料が、約1億2,900万円となっております。そのほか、標準システム機器等の賃貸借料、約3,800万円の計上などがございます。

2目 保険料等負担金は前年度と比較いたしまして、6億3,619万円増の、286億9,317万9千円を計上いたしております。これは、保険料見込額の増によるものでございます。

3目 療養給付費負担金は前年度と比較いたしまして、1億4,495万4千円増の、241億2,609万2千円を計上いたしております。この療養給付費等負担金につきましては、算出基礎となる令和6年度給付費等総額に、新型コロナウイルスの影響により、例年と比較できない令和2年度から4年度を除く、過去5年間の対前年度比の伸び率の平均を乗じ、さらに、国通知による診療報酬改定率や被保険者の増加等を加味し、令和7年度の見込額として算出いたしております。

す。

2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費負担金は、前年度と比較いたしまして、4億3,486万4千円増の、723億7,827万8千円を計上いたしております。

2目 高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に係る国の負担金でございますが、前年度と比較いたしまして、1億330万8千円増の、19億5,404万8千円を計上いたしております。

2項 国庫補助金 1目 調整交付金は、前年度と比較いたしまして、4億6,503万8千円増の、301億7,224万4千円を計上いたしております。

2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、長寿健診事業や口腔健診事業等、また、著しく高額な医療費につきまして、全国の広域連合で負担する特別高額医療費共同事業拠出事業に係る補助金で、前年度と比較いたしまして、1,488万3千円増の、1億7,414万6千円を計上いたしております。

48ページを御覧ください。

3款 県支出金 1項 県負担金 1目 療養給付費負担金は、前年度と比較いたしまして、1億4,495万4千円増の、241億2,609万2千円を計上いたしております。

2目 高額医療費負担金は、47ページの2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 高額医療費負担金と同額の19億5,404万8千円を計上いたしております。

2項 財政安定化基金支出金 1目 財政安定化基金交付金は、県との協議を踏まえ、4億5千万円を計上いたしております。

4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金は、前年度と比較いたしまして、9億5,667万3千円増の、1,150億9,113万3千円を計上いたしております。これは国保、健保等、現役世代が加入する各医療保険者からの支援金で、療養給付費等の見込額から算出したものとなります。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1件当たり400万円を超えるレセプトのうち、200万円を超える部分につきまして、国保中央会が全国レベルで財政調整を行った上で交付する交付金であり、前年度と比較いたしまして、2,737万6千円増の、1億8,883万3千円を計上いたしております。

6款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金は、前年度と比

較いたしまして、309万3千円増の、314万2千円を計上いたしております。

49ページを御覧ください。

7款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 運営安定化基金繰入金は、医療給付費の増加に伴う財源不足や保険料率の上昇を抑制するために、基金に繰り入れるものであり、前年度と比較いたしまして、5億2,919万8千円減の、13億7,963万4千円を計上いたしております。

8款 諸収入 3項 雑入 1目 第三者納付金は、交通事故等に係る医療費についての加害者からの損害賠償金でございますが、過去3年間の実績等から算出し、前年度と比較いたしまして、4,683万4千円増の、2億9,099万4千円を計上いたしております。

50ページを御覧ください。

9款1項1目 繰越金は、先ほど令和6年度特別会計補正予算で御説明いたしました、歳出予算の予備費の予算規模と同額となり、前年度と比較いたしまして、14億9,201万5千円減の、1億908万8千円を計上いたしております。

歳入は以上でございます。

51ページを御覧ください。次に歳出でございます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、前年度と比較いたしまして、5,507万8千円減の、6億669万8千円を計上いたしております。主なものは、広報周知、支給決定通知のほか、電算システム管理運営関係の業務委託、業務課派遣職員の人件費等負担金に係る費用などでございます。

52ページを御覧ください。

2項 医療費適正化事業費 1目 レセプト点検事業費は、前年度と比較いたしまして、274万6千円増の、1億3,591万8千円を計上いたしております。主なものは、診療報酬明細書点検に係るシステム画像取り込み等のデータ作成業務委託や、レセプト二次点検、療養費支給申請書点検等に係る委託料などでございます。

4目 医療費通知事業費は、医療費通知書の郵送料と、通知書作成に係る委託料で、前年度と比較いたしまして、1,637万1千円増の、5,989万6千円を計上いたしております。

5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る委託料等で、前年度と比較いたしまして、228万7千円増の、1,482

万1千円を計上いたしております。

53ページを御覧ください。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費は、前年度と比較いたしまして、15億9,530万6千円増の、2,778億6,406万7千円、2目 療養費は前年度と比較いたしまして、3,512万9千円減の、19億3,697万円、3目 審査支払い手数料は、前年度と比較いたしまして、1,203万4千円増の、5億8,732万4千円を計上いたしております。

2項 高額療養諸費 1目 高額療養費は、前年度と比較いたしまして、5億3,938万1千円増の、174億5,064万3千円を計上いたしております。

2目 高額介護合算療養費は、前年度と比較いたしまして、817万9千円減の、2億9,520万3千円を計上いたしております。

54ページを御覧ください。

3項 その他療養給付費 1目 葬祭費は、前年度と比較いたしまして、2,256万円増の、3億8,500万円を計上いたしております。

3款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金は国保中央会への拠出金であり、48ページの歳入の、5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金と同額の、1億8,883万3千円を計上いたしております。

4款1項 支払基金拠出金 1目 出産育児支援金は、前年度と比較いたしまして、660万8千円増の、1億8,930万9千円を計上いたしております。これは、出産育児一時金を、全世代で支え合う制度導入に伴い昨年度新設したもので、令和7年度における後期高齢者医療制度の費用負担を全国で約136億円と推計し、この約136億円の、全国の被保険者数における本県の被保険者数の割合を乗じたものを、本県負担分として計上するものでございます。

5款 保険事業費 1項 健康保持増進事業費 1目 健康診査費は、前年度と比較いたしまして、2,959万円増の、4億6,242万9千円を計上いたしております。これは、長寿健診事業におきまして、受診率25.6%と見込み、また口腔健診事業におきましては、受診率を11.8%と見込んで計上いたしております。

55ページを御覧ください。

2目 一体的実施推進事業費は、事業に取り組む市町村への委託料や、実施推進に係る市町村支援の為の補助金等が主なもので、前年度と比較いたしまして、

1, 207万3千円増の、6億1, 978万9千円を計上いたしております。この委託料等につきまして、これまでは、各市町村の交付基準の上限額で計上いたしておりましたが、令和6年度から各市町村に対し事業実施意向調査を行い、市町村の当初見込額で、計上いたしたところでございます。

56ページを御覧ください。

3目 その他健康保持増進事業費は、前年度と比較いたしまして、568万7千円減の、1億119万5千円を計上いたしております。

6款1項 基金積立金 1目 運営安定化基金は、前年度と比較いたしまして、15億9, 301万円減の、314万2千円を計上いたしております。これは、保険料率改定に合わせて隔年で積み立てており、給付費増加に伴う財源不足への対応のほか、次回保険料率改定時の、保険料率上昇を補正するための基金となります。なお、令和7年度は預金利子のみの、予算計上となります。

57ページを御覧ください。

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 保険料還付金は、前年度と比較いたしまして、1, 451万円増の、3, 951万円を計上いたしております。これは、先ほど令和6年度特別会計補正予算で御説明いたしましたが、令和6年度の還付実績によるものでございます。

9款1項1目 予備費は、前年度と比較いたしまして、7億8, 869万7千円増の、9億5, 153万5千円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） これより、質疑に入ります。

それでは、通告による発言を許可いたします。

なお、質疑の回数は、会議規則第48条の規定により、同一議員につき同一議題について3回を超えることができず、また、発言の時間は、申し合わせにより、答弁を含め一人30分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

7番、持留良一議員。

〔持留議員議員 起立〕

○7番（持留 良一君） はい。議長。

垂水市議会の持留でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今回、私は特別会計を見る視点として、通告で出したとおり、5点の視点を持って、どのような、今年は事業が展開されるのか、その中で高齢者の皆さんに負担が求められるのか。また実態に対しての負担が求められないか、そういう観点を持ちながらです、ね、質疑をしたいというふうに思います。

1点目は、2022年10月より2割負担が、導入されたことは皆さんもご存知だというふうに思います。それに基づいて、国会での付帯決議で、その影響についての分析を公表する、ということが決まっています、それが昨年の2023年の9月29日に実施されたところでございます。先ほどの予算案の説明の中でも、そのあたりの関係で医療給付の増というのもあったということで、これは後期高齢者、新たな加入が増えたということもあろうかと思いますが、そういう中で特徴的なものとして、この2023年度から2025年度の本県の受診抑制額がどうだったのか。被保険者の2割負担者数はどうだったのか。実効給付率、また広域連合として、本県にどのようにこの問題を考えているのか、お聞かせいただければと思います。

2点目の視点として、団塊の世代が全ての後期高齢者となるということが、2020年度から2025年での本県のそういう中での被保険者数は、また、保険給付は低所得者の割合の推移を、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

3点目の視点として、特別会計の義務負担が大幅に増となっており、標準システムの機器更改などもあったと聞いているんですけど、各自治体でもいろいろと標準化システムの統一からの問題で、自治体の負担が増えるということもあって、いろいろと苦労もされているようなんですが、その増えた内容について、お知らせいただきたいと思います。

4点目は保健事業です。重要な、私は柱だと思うんですが、各自治体もそういう意味ではいろいろする気も、すべてしているというふうに思うんですが、広域連合として自治体とともに取り組んでいらっしゃると思うんですが、この事業の促進、支援の状況、また課題もあればお聞かせいただきたいと思います。

5番目がマイナ保険証の関係についてです。広域連合と各自治体との取組はどのようになっているのか、予算の内容からお示しいただければというふうに思います。1回目の質問を終わります。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富重 幸博君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 持留議員から５点ほど御質問いただきました。

それでは、順次答弁させていただきます。

２０２３年から２０２５年まで、令和５年度から令和７年度の、２割負担制度による影響額でございますが、各年度当初予算におきまして、令和５年度は２２億９，６８１万円を見込みましたが、令和６年度は５億６，１８６万円、令和７年度は８億２，９２４万円と見込み、うち令和７年９月に終了する、２割負担配慮措置以降の影響額は、半年で、１億４，３６９万円を見込んだところでございます。

次に２割負担の被保険者数につきましては、令和６年１２月１１日時点における、各年度の平均の実績、及び推計値で、令和５年度が３万７，７２９人、令和６年度が推計で３万８，７２９人、令和７年度が推計で３万９，３６０人を見込んでおります。

次に実効給付率についてでございます。まず、実効給付率とは、医療費から自己負担分を除いた割合のことでございますが、２割負担対象者の実効給付率につきまして、令和４年度からの窓口２割負担開始前後で比較いたしますと、２割負担開始前の実効給付率は９２．２％、自己負担の割合は７．８％でございましたものが、２割負担開始後の実効給付率は８８．３％、自己負担の割合は１１．７％で、実効給付率は３．９％減少したところでございます。このことから、負担割合は１割から２割となりましたが、配慮措置の効果もあり、実際の自己負担は約４％の増に抑えられております。

２割負担の影響の分析でございますが、受診日数につきましても、令和５年９月２９日に公表された国の分析におきまして、全国で３．１％の減という結果でございましたが、本県は１．２８％の受診日数の減に留まり、本県におきましては、他県と比べて２割負担の影響は小さかったものと考えられます。

続きまして、本県の被保険者数についてでございます。２０２４、令和６年度、当初予算策定時では２７万７，２８１人、２０２５、令和７年度、当初予算策定時におきましては、２８万１，１４７人を想定しており、３，８６６人の増を想定したところでございます。

また、保険給付費の推移につきましては、令和６年度当初予算が、２，９５４億

5, 550万円、令和7年度当初予算が、2, 975億4, 688万円を計上いたしており、20億9, 138万円の増となっております。被保険者数や1人当たりの医療費は、年々増加傾向にございますが、保険給付費の伸び率などを、緻密に精査した予算組みに努めているところでございます。

続きまして、低所得者の割合の推移についてでございますが、負担割合1割の住民税非課税世帯である、低所得Ⅰ、及びⅡの方々の全被保険者数に対する割合は、2024、令和6年度が58.1%であり、2025、令和7年度には、56.9%となると見込んでおりますが、これは働いて収入を得ている方が多いと思われる団塊の世代が、後期高齢者医療制度に加入してきていることにより、低所得者の割合が減少傾向にある要因の1つであると考えております。

事務費負担金の増についてでございます。事務費負担金は共通経費として、各市町村から御負担いただいておりますが、一般会計では主に、総務課職員の人件費や事務局執務室の賃貸借料、事務局運営、議会運営等に係る財源として、また、特別会計では業務課職員の人件費のほか、電算システム管理運営費や医療費適正化事業のレセプト点検事業、医療費通知事業などの財源としているところでございます。

御質問をいただきました、特別会計の事務費負担金が大幅に増額となっている内容、要因でございますが、主なものといたしまして、まず、昨年10月から始まりました、公金振込手数料を当初予算として約8, 500万円計上いたしました。

2つ目に、療養費や医療費通知等に係る郵便料が値上がりしたことにより、前年度と比較し約2, 700万円の増となっております。

3つ目に議員の御発言もございました、標準システムの機器更改を今年度行っており、令和7年度から新たに稼働することになっておりますが、今回の標準システムの機器更改により、全都道府県の広域連合のデータがクラウド化で一括管理されることに伴いまして、このクラウドサーバに接続する使用料が発生いたします。このクラウドサーバ使用料が約1億2, 900万円となっております。

そのほか、標準システム機器等の賃貸借料約3, 800万円、新規で契約する保守委託料等、約800万円などの計上が特別会計の事務費負担が増となった主な内容、要因でございます。

続きまして、保健事業についてでございます。保健事業の柱でございます、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、いわゆる一体的実施につきましては、健康保険法等の一部改正に伴い令和2年度から施行され、県内全市町村で展開できるよう、保険者として市町村の取組の支援に努めているところでございます。

議員御承知のとおり、保健師の不足により取組の遅れが課題となっていたところでございますが、令和6年度は、新たに10市町村が取り組むこととなり、県内41市町村で生活習慣病等の重症化予防やフレイル予防のため、保健指導やオーラルフレイル等の健康教育に取り組んでいるところでございます。

市町村への支援状況でございますが、広域連合では市町村の保健師及び事務担当者向けに、事業の理解を深める研修や、直接、高齢者支援に携わる看護師等の従事者研修など、年4回の研修会を開催しておりますほか、市町村への個別支援や地区別の意見交換、離島など小規模市町村におきましては、離島在住の保健師をアドバイザーとして派遣するなど、23市町村に対しまして現地支援を実施しているところでございます。

また、一体的実施に要する市町村の事業費につきましては、国の交付金と保険料を財源として、保健師等の医療専門職に係る人件費を、5億3,102万円を見込み、総額で5億8,157万円を令和7年度予算に計上し、令和7年度に一体的実施に取り組む予定の42市町村に交付する予定としているところでございます。

今、申し上げましたとおり、令和7年度から県内42市町村が一体的実施に取り組む予定であり、残す1自治体におきましては、保健師の不足により体制が整わず、現在、休止しているところでございますが、事業の再開に向けて引き続き支援を行い、全ての市町村が健康課題に応じた保健事業が展開できるよう、市町村の取組を支援していくこととしております。

マイナ保険証関係の予算についてでございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る周知広報費用として、200万円を予算計上いたしております。この予算は、医療機関等の受診の際のマイナ保険証の使用方法や、マイナ保険証の利便性、資格確認書等につきまして記載した周知広報用のリーフレットを作成するものでございまして、作成したリーフレットは、市町村を通じて被保険者に送付いたします。

また、マイナ保険証の事務やこの周知広報等に係る経費につきましては、国の特別調整交付金の対象となるものでございまして、市町村が実施する広報等に対しまして広域連合から補助金を交付することとしております。

以上でございます。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） 発言ございますか。

○7番（持留 良一君） はい。議長。

○副議長（富重 幸博君） 7番 持留良一議員。

○7番（持留 良一君） はい。

〔持留良一議員 起立〕

5点の点からいろいろと回答いただきましたが、1つはですね2割負担。これやっぱり私たちは、見逃すことができない大きな問題だろうというふうに思います。国の方としても先ほど報告がありました、厚労省は2%から－4.1%に収まっていることから、当初想定した範囲内だということなんですよ。ということは、この結果によって受診抑制が行われるということを前提とした中身だろうというふうに思います。だからやっぱりこれは、受診抑制が検証されたことになるというふうな形に私は見ることができるんじゃないかな、というふうに思います。

そこで、改めてお聞きをしたいと思うんですが、先ほどのそのマイナスになった点ですね。この点については、配慮措置もありました、3千円ですね。配慮措置もありましたけれども、それにもかかわらず、受診抑制が行われたということ自体は、国が言うとおりの受診控えが、こういう範囲内であるけれども、それが改めて検証されたというふうな見方をしてもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富重 幸博君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） これについては、国の方にもですね、いろいろとその利用の低減につながっているのではないかと、ということを何度も説明、質問したところでございますが、それにつきましては、保険給付費等が若干値上がりしたりすると、やはり診療について若干心理的なもので、受診控えをすることがあるということ、この経験上からそう言われております。

それは、長瀬効果と言われているんですが、それについてですね、若干はやはりあるというのは認識していますが、それについては、想定している範囲内であるということを知っているところでございます。

そういう意味では、こちらとしては、もうそれ以上申し上げることはなかったんですが、今後もですね、この2割負担の効果というのですが、2割の窓口負担の

ことにつきましては、どういう影響があるかというのは、これからですね広域連合等として、国の方にですね、問い合わせをしていきたいと思っています。

そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） 次に発言ございますか。

○7番（持留 良一君） はい。

○副議長（富重 幸博君） 7番 持留良一議員。

○7番（持留 良一君） はい。

〔持留良一議員 起立〕

3回目になるんですけども、まあこの5点の中で1番がね、大きな私は問題だということで、取り上げてさせていただいて、再質問もさせてもらっているところなんですけれども、問題は診療内容の受診控えもあるということがですね、全国保険医団体連合会の調査でも明らかになっているんですね。

経済的理由により受診控えがあった、との回答が、2割程度の約17.2%、1割負担の人で7.3%、厚労省の分析では受診日数のみに注目しているが、投薬、検査趣旨などのいわゆる診療内容上での受診控えも懸念されると、こんなこともですね、言われてるんです。

単純に窓口ということではなくて、負担が大変だから、あの経済的理由によって受診を控える、薬も控える、そうなってくると、病状がさらに悪化していく懸念があるんじゃないか。今後その影響がいろんな形で出てくると思うんですが、問題は国が先ほど言いましたとおり、長瀬効果というそういう中身において、当初からそういう受診控えが出るだろうと予想しているわけなんですよ。

そして、なおかつ、こんなことを政府は言ってるんですけども、生計の支えに余裕があるから窓口負担の徴収は可能であり、配慮措置を講じているから必要な受診は妨げられないということがですね書かれてるんですね。でも実際、数字と出てきたのは受診控えがありましたよ、ということが数字でも明らかになってきているというふうに思うんです。

そう意味でやはり、この単純に診療だけではなくて、内容の中身においてもですね、控える点が数多くあったと、先ほど言いましたとおり、投薬、検査処置などの診療内容上での控えですね、そうなってくると制度で高齢者の暮らしや命を守るべき制度が、逆にこういう形で、どんどんどんどん、高齢者を苦しめていく状況

につながっていくのではないかと。

だからこそ、やっぱりこの窓口1割負担の2割負担の問題を立てて、やっぱり元に戻す。このことはですね、本来の高齢者医療制度が持っている役割、目的だろうというふうに思うんですが、改めてこの点では制度と、今回の2割負担の問題の結果に、このことによってこの制度のあり方をどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富重 幸博君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） これにつきましては、国の報告がありましたので、それに基づいてですね、私の方も九州広域連合事務局長会議で、このことについては御質問させていただきました。

その中で、厚生労働省の方からは、実際2.6%の受診日数が下がるということ織り込んだ上で制度改正をしましたが、その結果がどうであったかということですね、一定の期間のデータで観測すると2%の減少だったと、その時よりは影響は小さかったということなので、医療費削減効果はたいしてなかったということになるため、当然それを保険料にまさに返ってくる。そういう意味では2%の数字を持って受診控えの有無、大きかったな、小さかった、という議論をするのはいかがなものか、ということです。そういうことを言われております。厚生労働省が、そういうふうに言っている部分もあります。

今後ですね、厚生労働省と意見交換する場合にはですね、これについても私は聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） 発言3回となりました。よろしいでしょうか。

○7番（持留 良一君） はい。

○副議長（富重 幸博君） 以上で、持留議員の質疑を終了いたします。

ほかに発言がなければ、以上で、通告による質疑を終わります。

ほかになければ、これをもって質疑を終了いたします。

○副議長（富重 幸博君） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。なお、申し合わせにより、討論の回数は、一議題につき一回限り、討論の時間は一人10分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

7番、持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留 良一君） はい、議長。

それでは、議案第5号、鹿児島県後期高齢者医療連合会後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論させていただきたいというふうに思います。

この間、高齢者を巡る問題では年金、医療、介護保険など、社会保障の一層の改悪と消費税の増税のもとで貧困と格差が更に拡大し、高齢者の暮らしを支える基盤の崩壊が進んでいる、というふうに私は認識をしています。更に異常な物価高騰は県民生活、とりわけ高齢者の生活を窮地に陥れています。

中でも後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者、他の医療制度から切り離して追い込み、高齢者の人口が増えることによる医療費の増大を、後期高齢者の保険料で賄うという、そういう仕組みになっています。

さらに、低所得者の高齢者への保険料の軽減特例廃止がされ、一昨年は住民課税非課税、住民課税所得28万円以上の医療費、窓口の2倍化が実際あるなど、後期高齢者への負担増を押し進めてきています。

また、窓口負担の配慮措置も9月で終わります。このままだと、負担増と深刻な抑制は避けられず、社会保障としての役割が失われていくのではないのでしょうか。

私は、国に対して医療費の窓口負担の2倍化を廃止することと、高齢者医療制度で地域に拡充の財政負担を高齢者に課すことや、後期高齢者負担率の引き上げは止めるように働きかけることを強く要望をしたいと思います。

最後に、さらなる負担増の後期高齢者医療制度については、これを廃止、高齢者が安心して医療が受けられる制度の確立を国に求めることを改めて強く要望し、令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合高齢者医療特別会計予算について、反対の討論を終わります。

〔持留良一議員 着席〕

○副議長（富重 幸博君） ほかに発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

○副議長（富重 幸博君） これより、表決に入ります。

それでは、議案第5号「令和7年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、この採決は、起立表決により行います。

本案について、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○副議長（富重 幸博君） 次に、日程第10 議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきまして御説明申し上げます。

議案書の61ページを御覧ください。

今回の条例改正は、令和4年に公布されました、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）、及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が改正することなどに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

この法改正等におきましては、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わり拘禁刑を創設するものでございます。

当広域連合では、鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例が今回の法改正等に関係する条例でございましたので、これの一部改正を行うも

のでございます。

62 ページの新旧対照表を御覧ください。第3条旅費の支給の第3項におきまして、右側は改正前で禁錮と定めておりましたものを、左側の改正後でございますが、これを拘禁刑と改めるものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を令和7年6月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ本件については質疑、討論はないものと認めます。

これより表決に入ります。

それでは、議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については原案どおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって本件は原案どおり可決されました。

○副議長（富重 幸博君） 次に、日程第11 一般質問を行います。

それでは、通告による一般質問の発言を許可いたします。

7番、持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留 良一君） はい。一般質問の質問をしたいと思います。

1つは、1点はマイナ保険証問題についてです。2点目は、高額療養費の問題について、2点伺いたいと思います。

御存じのとおり、昨年12月2日から、紙の保険証の新規発行が停止されま

した。そこで、次のことをお伺いたいと思います。

1つは本県のマイナ保険証について、直近の登録枚数、登録率、利用率、利用解除申請数について伺います。

2点目は、本県の医療機関における、顔認証付きカードリーダーの直近の設置状況。

3点目には、マイナ保険証の行政を、紐付けの誤りについて政府が総点検し修正するとなってましたが、これはどうなったのか。

4点目に、マイナ保険証によって行政機関や医療機関の業務が効率化されると聞いていますが、本当にそうなのか、ということをお聞きをしたいと思います。

5点目は、高額療養費問題についてです。

昨日も、南日本新聞でこのことが報道されていましたが、患者団体ですね、凍結を主張すると。国の方としては一部修正して緩和していくようなことを言ってますけれども、患者団体は凍結を主張するというふうなことが、これを巡る動きとしてありましたし、自民党の中でも、これは見直しをせざるを得ないんじゃないかということも、出てきているようであります。

このことについて伺いたと思いますが、低所得者も含めて、全ての所得階層で高額療養費の上限が引き上げられる計画が予定されています。政府は、現役世代を中心に保険料が増加した、との理由を述べていますが、癌など長期にわたり治療を受け、高額な療養費を患者、家族にとって、高額療養費制度は、まさに命綱だと言えらると思います。

広域連合としてこの影響どのように見て、どのような考え方、見解があるのかお聞かせください。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富重 幸博君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） 持留議員から、大きく言って2点ほど、御質問いただきました。それでは、順次お答えさせていただきます。

本県のマイナ保険証に係る直近の状況についてでございますが、厚生労働省のデータによりますと、令和6年11月時点でそれぞれ、登録枚数18万8,848

枚、登録率67.99%、利用率23.18%となっております。なお、昨年12月末時点における本県の利用解除申請数は198件となっております。

本県における、顔認証付きカードリーダーの直近の設置状況につきましては、令和6年12月22日時点で、病院、医科診療所、歯科診療所、薬局、2,991機関に対しまして、2,827機関が運用しており、その割合は、94.52%にあたります。

マイナンバーと行政の紐付けの誤りにつきましては、当広域連合では、令和5年5月の国の通知により、総点検を実施し、誤入力を疑われるものにつきましては、確認作業を行い、同年令和5年7月31日までに、確認作業が完了したところでございます。それ以降につきましても、誤入力が疑われるものにつきましては、随時確認作業を実施しております。

なお、誤入力が疑われるものにつきましては、確認作業が済むまで、医療機関におけるマイナンバーによる照会は出来なくなっているところであり、広域連合といたしましては、対応に万全を期すようにしているところでございます。

マイナ保険証に関するメリットについてでございます。そのメリットといたしましては、医療機関等での受診時、調剤時に、マイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や、健診結果などの情報を、医師や薬剤師がスムーズに共有することができますため、医療機関の業務の効率化につながる事が挙げられます。

また、マイナ保険証を利用することにより、限度額適用認定証が無くても公的医療保険が適用される診療に対しましては、限度額を超える支払いが免除され、広域連合といたしましても、1か所の医療機関で限度額を超えた分を、被保険者に高額療養費として支給する手続きが不要になります。

このほかにも、医療機関等におきまして、保険資格の情報を確認する際に、マイナ保険証を使うことで、被保険者の保険資格情報などを自動取得することができますため、事務職員の負担を軽減することができます。

以上のようなことが、効率化に伴うメリットとして考えられるところでございます。

高額療養費について御質問いただきました。議員が問題であると御指摘されている自己負担額の上限引き上げにつきましては、新聞等で見直し案が報道されているところでございますが、現時点では、広域連合には国からの正式な通知は来てないところでございます。

議員御発言の高額療養費の上限引き上げに伴う影響につきましては、一般的には上限引き上げにより、広域連合における歳入予算である市町村からの療養給付費負担金が減少すること、歳出予算である療養給付費や高額療養費等の保険給付費が減少すること、さらには、保険料率算定の基礎となる保険給付費見込み額が減少すること等、が想定されますことから、今後の国の動向につきまして、注視してまいりたいと考えております。

なお、具体的な制度の見直しが出されれば、まずは、国におきまして、被保険者等への丁寧な説明に努めていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔松元事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富重 幸博君） 7番 持留良一議員。

〔持留良一議員 起立〕

○7番（持留 良一君） 回答を出していただきました。高額療養費問題については、これは、先ほど言いましたとおり、患者団体も含めてですね声を上げていると。また、石破首相も、関係団体に声を聞くというようなことも、国会の答弁でも示されたと思います。

そういう意味でやっぱり、広域連合としても、この問題については、全高齢者75歳以上の後期高齢者の皆さんの声に応えるという意味でも、国に対して、連合会を通じてですね、連合長にはぜひ声を出していただきたいという思いですが、この点について1つお聞きをしたいと思います。

次、マイナンバーの問題について、回答をしていただきました。後期高齢者医療に関する要望書というのが、今年の11月4日広域連合協議会の方から、出されているというふうに思います。この中で、マイナンバー制度についてという項目が1つ出されてまして、やむを得ない理由等により、マイナンバーカードを所持しない方も含め、全ての被保険者が引き続き安心して、医療機関等受診できるように、国に対しては制度の周知広報、特にマイナンバーカードと電子証明書、マイナ保険証としての違い等の説明について、責任持って取り組み、広域連合や市町村からの質疑、要望等に対して、そこを補足できる体制を整えることと、必要な財政投入も行ってくださいというふうに書かれています。

こういう中で、この要望というのはやはり、様々マイナ保険を巡って問題がまだまだあるというふうに思います。というのは、マイナ保険証の利用を先ほど回

答が25%。本県がどうなっているかわかりませんが、解除申請は全国では、4万5千を超える内容になってるんですね。このことから見ても、やっぱり根強い情報の問題だとか含めて、不信が改めて浮き彫りになってきたというふうに思います。だからこそ、後期高齢者の方も要望としようとして、そういうことを出したんだろうというふうに思います。

特に、あのマイナ保険証によって行政機関や医療機関の業務が効率化されているのか、ということを先ほど質問したんですけども、しかし、マイナ保険証の導入後、従来の保険証から資格確認書、資格情報のお知らせ、顔認証マイナカード、顔写真のないマイナンバーカードなど、資格確認のために処理が増えてきていると、逆に様々な問題がそこで出てきて、窓口が大変だということも出てます。

特に、あの後期高齢者のところが、直接それに責任を持ってタッチするわけじゃないですけども、市町村との関係で、ここの部分はいろいろ支援とか含めてあるかというふうに思いますが、こういう状況の中、改めて聞きますけれども、連合会として、今後こういう問題がある中で、スムーズに高齢者の皆さんが病院にかかれるためには、まだまだ、あのマイナ保険証よりも紙の保険証が引き続き重要だというふうに思いますが、この辺りのことを含めて、このマイナ保険証については、それぞれ市町村どのようなことをして、このマイナ保険証の様々な課題を克服していくという考えがありなのか、お聞かせください。

〔持留良一議 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富重 幸博君） 中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） ただいま、議員から高額療養費の問題について、御質問がございました。

今、社会保険料も相当上がって、国民の皆さんの負担感も高くなっているわけです。一方で、全世代型社会保障制度ということで、1点目ですね、所得がある方々には、やはりしっかりと、負担も求めていかなければ、社会保険料は、どんどん上がってくるわけですから、持続可能な制度設計というのと、いかに負担を公平に国民の皆様求めていくかということ、そういうバランスはですね、非常に大事だと思います。

その中で、今おっしゃった、高額医療制度で引き上げということで、今、政府等の中でも、いろいろ話し合いが行われているようです。特定の方にですね、やっぱ

り負担が偏る、今、高額医療で継続的に癌の治療をされたりして、非常にそこに負担が伴っているとそういう特定の方にですね、負担が行くというのは、これは避けなければならないと思います。

ただ一方で、先ほど言いました、全世帯型の社会保障制度の中で、一定程度の能力のある方には負担を求めていくというのも、これもまたそういう方向ではなかろうかと思います。

その中で、今お話もございましたので、九州の連合長の会議もございますので、そういう地元の声についてもですね、私の方からも発言をさせていただきたい、というふうに思っています。

〔中西広域連合長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（富重 幸博君） 松元事務局長。

〔松元事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは私の方からは、マイナ保険証について御質問を受けましたので、答弁させていただきます。

いろいろとですね、今、持留議員から御指摘というか、こういう不都合があるよということの質問が、そういう説明がございました。国におきましては、昨年、令和5年度にですね、マイナンバー情報総点検本部を立ち上げたところで、令和5年12月27日には、全てのデータの点検が終了したということもございます。

今後、その紐付けの誤りというのは出てこないでしょうし、今後ですね、どうすればこのマイナ保険証が、皆さんに、後期高齢者も含めてですね、使われるようになるかというのはですね、国も考えていくことになると思います。

我々としてもですね、九州の広域連合長で組織する九州地域ブロック協議会でございます。それ以外にも、全国で組織する全国広域連合長会議、そういう会議もございます。ここですね、国の方に、厚生労働大臣及び厚生労働省の方にですね、要望を出しております。

これについては毎年やっているところでございますので、これについてですね、マイナ保険証のことについても要望をさせていただきたいと思います。これについては毎年出していますので、国の方もですね、我々の思いというのは分かっていると思いますので、今後とも、更に強力にですね、要望していきたいと思っております。以上です。

〔松元事務局長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） 持留議員、ただいまの答弁でよろしいでしょうか。

○7番（持留 良一君） はい。ありがとうございます。

○副議長（富重 幸博君） それでは、以上で、持留議員の一般質問を終了いたします。

以上で、通告による一般質問を終わります。

ほかになれば、これをもって一般質問を終了いたします。

○副議長（富重 幸博君） 以上で、今議会に付議された案件は全て議了いたしました。

ここで中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 本日は、熱心な、そして慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございます。

この後期高齢者医療制度も様々な課題を抱えているものだというふうに思っています。いずれにしましても、持続可能な制度設計にしっかりとしていく。そして、高齢者の期待に応えていく。そういう制度にしていくことが、何より寛容かというふうに思っております。

マイナンバーカードもですし、さっき言った機器更改で、来年度からこのシステムですね、クラウド化で実施とか保守点検、それから様々な費用に係るということで、構成市町村の皆さんには大変申し訳なく思っております。

また、一方我々も構成市町村として、どこの市町村の議会でもですけど、国もですね二重業務、業種ですかね、クラウド化、ということで、どこの市町村も、今年度大きな予算を組んでらっしゃるんだというふうに思ってます。そういう時代の流れもございますので、そういうのにはしっかりと負担をいただきながら、対応していかなければならないと思ってます。

いずれにしましても、多くの市町村から負担をいただきまして、この広域連合

ができていますので、今後とも議員の皆さん、そして、市町村の皆様としっかり連携して、制度運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

〔中西広域連合長 着席〕

○副議長（富重 幸博君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時39分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

副議長 富重幸博

署名議員 松元正明

署名議員 石田尾茂樹